年 度 評 価 シ ー ト (令和5年度)

課名 障害福祉企画課

施設の名称

静岡市桜の園(身体障害者福祉施設) 静岡市桜の園(重度障害者生活訓練ホーム) 静岡市桜の園城北館

指定管理者名

社会福祉法人恩賜財団済生会支部 静岡県済生会

1 履行状況

(1) 目標達成

1日平均利用者数

※実施事業

①桜の園(身体障害者福祉施設)※内牧入所

身体障害者施設入所支援事業達成率 98.4%身体障害者生活介護事業達成率 98.4%身体障害者短期入所事業達成率 82.5%

②桜の園(重度障害者生活訓練ホーム)※内牧通所

身体障害者生活介護事業 達成率 74.4%

③桜の園城北館

身体障害者生活介護事業 達成率 67.6%

	事業名	定員	目標	R 5	R 4
1)	施設入所支援	50 人	50 人	49.2 人	49.1人
	生活介護	50 人	50 人	49.2 人	49.1人
	短期入所	5人	4人	3.3人	3.2人
2	生活介護	30 人	OF A	18.6人	19.6人
	日中一時支援	空床利用	25 人	0人	0人
3	生活介護	20 人	17 人	11.5人	12.6人

(2) 施設利用状況

(1) のとおり

(3)人員配置状況

仕様書に記載された人員の配置を適正に行った。 ※詳細は次ページ

桜の園(身体障害者福祉施設)※内牧入所

	仕様書		実績	
施設長	1人 (兼務可) 社会福祉主事資格要件に該当 社会福祉事業に2年以上従事 社会福祉施設長認定講習会を修了		1人(各要件に該当)	
サービス管理責 任者	1人以上		1人	
医師 (嘱託医)	必要数 (兼務可)		1人(兼務)	
生活支援員	法令の人員基準 (1人以上)	法令の人員 基準では、 R 5 は常勤 換算で 16.4	34 人	常勤換算で 32.1人(※)
看護師	2人以上 (兼務可)		5人	
理学療法士又は 作業療法士	必要数(兼務可)	人以上必要	理学療法士2人	
栄養士	1人以上		1人	
事務職員	事務職員 必要数		4人(桜の園3施設の事務職員 として配置)	

[※]人員配置加算 I を取得するために必要な人員数を配置

桜の園(重度障害者生活訓練ホーム)※内牧通所

	仕様	書	実績		
施設長	1人 (兼務可) 社会福祉主事資格要件に該当 社会福祉事業に2年以上従事 社会福祉施設長認定講習会を修了		1人(兼務:各要件に該当)		
サービス管理責任者	1人以上		1人		
医師 (嘱託医)	必要数 (兼務可)		1人(兼務)		
生活支援員	法令の人員基準 (1人以上)	法令の人員 基準では、 R 5 は常勤 換算で 6.5	9人	常勤換算で 9.8人(※)	
看護師	1 人以上 (兼務可)		1人		
理学療法士又は 作業療法士	必要数(兼務可)	人以上必要	作業療法士1人		
事務職員	必要数		4人(桜の園3施設の事務職員 として配置)		
運転手	_		2人		

[※]人員配置加算Ⅱを取得するために必要な人員数を配置

桜の園城北館

	仕様書		実績	
施設長	1人(兼務可) 社会福祉主事資格要件に該当 社会福祉事業に2年以上従事 社会福祉施設長認定講習会を修了		1人(兼務:各要件に該当)	
サービス管理責 任者 1 人以上		1人		
医師 (嘱託医)	必要数 (兼務可)		1人(兼務)	
生活支援員	法令の人員基準 (1人以上)	法令の人員 基準では、 R5は常勤 換算で4.2 人以上必要	7人	
看護師	1人以上(2人 以上の配置に努 める。兼務可。)		1人	常勤換算で 7.7人(※)
理学療法士又は 作業療法士	必要数(兼務可)	八以工必安	作業療法士1人	
事務職員	必要数		4人(桜の園3施設の事務職員 として配置)	
運転手	_		2人	

[※]人員配置加算 I を取得するために必要な人員数を配置

(4)業務実施状況

業務仕様書及び事業計画書に従って実施されている。

- ア 静岡市身体障害者福祉施設条例第3条及び静岡市重度障害者生活訓練ホーム 条例第3条に規定する各種事業
 - 利用実績は(1)のとおり。

イ 施設維持管理業務等

- (ア) 建物・設備等の保守管理業務
 - ・建物や設備の保守管理は第三者委託により実施し、各業務とも適切に行われている。
 - ・各種定期点検を実施し、不具合等が確認された場合、速やかに修繕等の措 置が取られている。

(イ) 危機管理、防災対策

- ・防災マニュアルに則り、年間を通じて地域等と連携し、計画的に訓練等を 実施し利用者の安全確保に努めている
- ・防災訓練は様々な事態を想定した内容の訓練が行われている。
- ・防犯カメラの設置を行い、安心できる環境を整えている。

【検証・分析等】

・各種事業、施設管理業務等が適切に実施されている。

- ・重度障害者生活訓練ホーム及び城北館の生活介護事業の利用者数の減少については、 条例上の対象者、施設の状況(設備等の不足、老朽化)などが利用者ニーズと乖離 している可能性があることから、指定管理者の努力で対応が困難な要因が大きいと 考える。
- ・福祉サービス第三者評価を受審しサービス向上に努めている。利用者本位のサービス内容や地域防災に対する取組みなどについて高い評価を受けた一方で、手順書の不備や支援実施記録の不足等に指摘を受けているため、改善を図り更なるサービス向上を目指してほしい。
- ・身体障害者福祉施設(入所)の利用者内で新型コロナの感染が発生したが、職員の対策の徹底やゾーニングの工夫などにより大事には至らなかったため、感染症対策について適切に実施されていると評価できる。
- ・利用者の健康管理のため、血液検査、尿検査、胸部レントゲン検査等が実施されて おり、評価できる。

【確認結果】

○:協定書等の内容が適正に履行されている。

2 市民(利用者)からの意見・要望の内容とその対応状況の評価(クレーム対応 等)

【具体的な意見・要望の内容と対応状況】

①桜の園(身体障害者福祉施設)※内牧入所

意見等:利用者からの要望。行事やレクリエーションを増やしてほしい。食事のデザートをもっと出してほしい。

対 応:これまでコロナ感染対策のため、行事やレクリエーションの開催を縮小していたが、令和5年度から徐々に再開している。また、デザートについては利用者の健康状態に合わせたメニューを基本としているが、行事やレクリエーションの中で普段と違うデザートの提供を検討していることを説明し、理解を得た。意見については職員内で周知するとともに、保護者会で報告を行った。

意見等:利用者の保護者からの苦情。爪切りをお願いしたが、切ってもらえていなかった。定期的に切ってもらいたい。

対 応:普段から爪の長さに気を配っているものの、十分ではなかったこと謝罪。今 後は定期的に確認することとし、意見については職員内で周知するとともに、 保護者会で報告を行った。

②桜の園(重度障害者生活訓練ホーム)※内牧通所

意見等:利用者の保護者からの苦情。コロナ禍において保護者の入館が制限されてしまい、室内の様子や室温の体感等が知りにくくなっている。

対 応:コロナ感染対策のため入室制限を設けていたが、現在は緩和し入室可能であることを説明し、理解を得た。

③桜の園城北館

意見等:利用者の保護者からの苦情。送迎時、玄関先において大声で下着の交換等の

話をされることがある

対 応:聞き取りづらいと思い大きい声で話をしてしまったことを謝罪。職員内で周 知するとともに、保護者会で報告を行った。

苦情については法人の苦情取扱要綱に基づいて対応しており、重要な案件については 法人が設置している第三者委員会へ報告し、協議することとしている。令和5年度については第三者委員会へ報告した案件はなかった。

【確認結果】

○:適切に対応し、改善すべき事項は対応済み、又は改善に向けて作業中である。

- 3 市民(利用者)へのアンケートや満足度調査の状況評価
- (1) 利用者満足度調査

利用者サービス向上のため、利用者に対しアンケート調査を実施した。

①桜の園(身体障害者福祉施設)※内牧入所

【調査結果】

回答者総数:92件。13間の質問に対し「はい」と回答した割合:66.9%

②桜の園(重度障害者生活訓練ホーム)※内牧通所

【調査結果】

回答者総数:31件。13間の質問に対し「はい」と回答した割合:91.2%

③桜の園城北館

【調査結果】

回答者総数:14件。11問の質問に対し「はい」と回答した割合:95.3%

【検証・分析等】

桜の園(身体障害者福祉施設)においては「まあまあ」を含めれば9割以上の満足度となるものの、特に利用者の結果は「はい」の割合が6割程度あるため、満足度向上の余地はある。行事やレクリエーションに対する要望は多く、コロナ禍による行動の制限で利用者からの満足度は上がりにくい状況であったが、徐々に行事やレクリエーションを再開することにより、利用者満足度の向上に努めてもらいたい。

桜の園(重度障害者生活訓練ホーム)及び桜の園城北館においては、利用者に対して の質の高いサービスが提供されていると評価できる。

【確認結果】

- ○:調査の結果が概ね良好である。
- (2) 市民アンケート

【確認結果】

一:未実施

(3) その他の調査

【確認結果】

一:未実施

4 指定管理者の経理状況の評価

【収支状況】

桜の園(身体障害者福祉施設、重度障害者生活訓練ホーム)においては収支状況報告書上の収支差額はプラスだが、積立資産取崩収入があるためであり、その収入を除いた収支差額はマイナスとなっている。桜の園城北館においても収支差額がマイナスとなっている。

【検証·分析等】

指定管理者として利用者の確保、経費節減等に努めているものの、重度障害者生活 訓練ホーム及び城北館において利用者数が減少しており、利用者の確保に苦慮してい る状況である。そのため、収入が確保できず収支差額がマイナスとなっている。利用 者の減少については、条例上の対象者、施設の状況(設備等の不足、老朽化)などが 利用者ニーズと乖離している可能性がある等、指定管理者の努力で対応が困難な要因 が大きいことから、指定管理者と協議を行い、対応を検討していく必要がある。

【確認結果】

△:利用者を確保し、収入増を図る必要がある。

5 総括的な評価 (課題事項・指摘事項及びそれらの改善状況 など)

前年度事務事故発生の有無	無
前年度モニタリング調査における改善協議事項の有無	無

【検証・分析等】

協定書等に基づき適切な事業実施が行われており、良好な結果であった。施設の保守・ 点検等も必要な維持管理が適宜なされている。

満足度調査の結果は概ね良好だが、身体障害者福祉施設においては行事やレクリエーションの開催を工夫するなど、さらに利用者の満足度を高めるよう職員一丸となった支援検討を重ねていただきたい。

指定管理者として利用者の確保、経費節減等に努めているものの、重度障害者生活 訓練ホーム及び城北館において利用者数が減少しており、利用者の確保に苦慮してい る状況である。そのため、収入が確保できず収支差額がマイナスとなっている。利用 者の減少については、条例上の対象者、施設の状況(設備等の不足、老朽化)などが 利用者ニーズと乖離している可能性がある等、指定管理者の努力で対応が困難な要因 が大きいことから、対応について市と協議を進められたい。

全体的な業務の実施状況は概ね良好であると判断できる。引き続き、適切な施設運営に努められたい。

【評価結果】

○:経理状況の評価は△だが、指定管理者として収入確保や経費削減の取組は行っているものの、収支差額のマイナスは指定管理者の努力で対応が困難な要因が大きいため、総括的な評価は○とする。